

## 5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

### 5.1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。
- 平成23年度は、15の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計22件行い、改善を求めました。

表5:事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成23年度)

事業者	行政指導の概要	文書発出日
J R 西 日 本	運転士の執務の厳正について(奈良線走行中における私用のための携帯電話使用)	H23. 4. 7
J R 北 海 道	鉄道輸送の安全確保について(警告)(石勝線清風山信号場における列車脱線事故)	H23. 5.28
西日本鉄道	輸送の安全確保について(警告)(車両不具合による乗客が負傷した人身障害事故)	H23. 6.17
天竜浜名湖鉄道	鉄道輸送の安全確保について(運転取扱い誤りによる信号冒進、踏切無しや断)	H23. 6.21
J R 西 日 本	鉄道輸送の安全確保について(警告)(車両の整備ミスによる最高速度超過)	H23. 6.21
東京地下鉄	運転士の執務の厳正について(警告)(半蔵門線走行中における私用のための携帯電話多数回使用)	H23. 6.23
J R 九 州	輸送の安全確保について(警告)(豊肥線における内燃動車の推進軸落下)	H23. 8. 3
北 近 畿 タンゴ 鉄道	輸送の安全確保について(宮津線における内燃動車の補機駆動軸落下)	H23. 8.26
東京地下鉄	鉄道の安全・安定輸送の確保について(警告)(有楽町線小竹向原駅における工事中の信号ケーブル切断による輸送障害)	H23.10. 4
阪 急 電 鉄	運転士の執務の厳正について(宝塚線走行中における私用のための携帯電話使用)	H23.10.14
J R 東 海	運転士の執務の厳正について(東海道新幹線走行中における私用のための携帯電話使用)	H23.12. 1
東京地下鉄	作業時における安全の確保について(警告)(有楽町線豊洲駅における工事中の作業員死傷及びこれによる輸送障害)	H23.12. 7
J R 貨 物	鉄道の安全輸送の確保について(警告)(東海道線岐阜貨物ターミナル駅構内における列車脱線事故)	H23.12.28

富山 地方鉄道	鉄道輸送の安全確保について(警告)(立山線立山駅における 列車火災事故)	H24. 1. 4
J R 四 国	鉄道の安全・安定輸送の確保について(警告)(本四備讃線に おける車両故障による輸送障害)	H24. 1.17
阪 急 電 鉄	鉄道輸送の安全確保について(神戸線及び宝塚線における信 号冒進)	H24. 1.18
長 崎 電 気 軌 道	輸送の安全確保について(警告)(市民病院前停留場～大浦海 岸通停留場間における道路障害事故)	H24. 2. 5
J R 貨 物	輸送の安全確保について(警告)(石勝線東追分駅における列 車脱線事故)	H24. 2.17
大 阪 市 交 通 局	鉄道の安全・安定輸送の確保について(御堂筋線梅田駅にお ける火災)	H24. 2.22
J R 北 海 道	輸送の安全確保について(警告)(函館線八雲駅における列車 脱線事故)	H24. 3. 1
J R 北 海 道	輸送の安全確保について(警告)(留萌線 <sup>ましけ</sup> 箸別駅～増毛駅間 における列車脱線事故)	H24. 3. 8
J R 東 日 本	運転士の執務の厳正について(警告)(相模線走行中における 私用のための携帯電話使用)	H24. 3.22

## 5.2 保安監査の実施状況

- 国土交通省は、全国205鉄軌道事業者(平成24年3月末現在)に対して、輸送の安全を確保するための取組、施設・車両の管理・保守、運転取扱い等が適切かどうかについて、保安監査<sup>18</sup>を行っています。
- 平成23年度は、計画的保安監査を54の鉄軌道事業者に対して計61回実施し、その結果に基づいて32の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計32件行い、改善を求めました。
- また、計画的な保安監査のほか、重大な事象が発生した場合等、特に必要がある場合には、特別保安監査を実施しています。平成23年度は1事業者に対して実施し、その結果に基づいて、5.3の表7に記載する事業改善の命令とともに、表6に掲げる文書による行政指導を行い、改善を求めました。

表6:特別保安監査結果に基づく行政指導の実施状況(平成23年度)

事業者	概要	文書発出日
JR 北海道	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 減速機吊りピン取付けナットの締め付け力の管理が一部区所で実施されていないこと、推進軸について探傷検査等の一部が実施されていないことなどが認められたので、車両整備マニュアルに具体的な検査の方法を明確に記載するとともに、当該マニュアルに基づき、検査の実施、記録を確実に行うこと。</li> <li>2. 同型式の他車両において、減速機吊りピン脱出止め割ピンの異常摩耗が認められたので、当該部位の構造や検査方法を改善すること。</li> <li>3. 減速器吊りピン取付け部の、ナットのゆるみに対する増し締めを行った実績が車両保守管理システムに多数蓄積されていたが、当該システムが活用されていなかったことから、車両の不具合については、車両保守管理システムを確認、分析するとともに、外部委託作業の情報等を総合的に活用するなどして、リスク管理を適切に行うこと。</li> <li>4. 1. から3. までを適確に実施できるよう、責任者や担当部署の役割を明確化し、技術管理体制の確立・強化を図ること。</li> <li>5. 石勝線の列車脱線火災事故のほか、6月8日の居眠り運転、同月14日から16日にかけての不正な信号の現示等、事故等が相次いでいることから、社内の安全管理体制を徹底的に見直し、必要とされる措置を早急に講ずること。</li> </ol>	H23. 6.18

<sup>18</sup> 保安監査は、鉄道事業法第56条の規定等に基づく立入検査です。

### 5.3 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

- 国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業法第23条に基づき、鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。
- 平成23年度は輸送の安全等に関する事業改善の命令を1件発しました。

表7:鉄道事業法に基づく事業改善の命令の発出状況(平成23年度)

事業者	概要	文書発出日
JR 北海道	<p>平成23年5月27日の石勝線における列車脱線火災事故の発生を踏まえ、同月29日から6月9日まで貴社に対して保安監査を実施した。この事故は、列車が高速走行中に車両部品が落下し、脱線、火災に至ったものであり、また、トンネル内で停止した列車からの旅客の避難誘導が遅れたこと等により、多数の旅客が負傷する等の重大な被害を生じたものである。</p> <p>監査の結果、貴社においては、異常時における運転士、車掌及び指令員の対応マニュアル等が多数作成されており、これらについて、旅客の避難誘導の手順、車掌による非常ブレーキ操作等に関し、齟齬や不適切なところが認められた。このような状況は、異常時における対応に混乱を生ずる等により、旅客の安全を脅かす危険性があり、輸送の安全を阻害している。</p> <p>このため、旅客の安全を最優先とする観点から、迅速かつ適切な避難誘導等ができるよう、異常時の対応マニュアル等を整合性のある適切なものに見直し、それに基づく実態に則した教育訓練を実施することについて、鉄道事業法第23条第1項の規定に基づき、速やかに改善措置を講ずるよう命令する。</p> <p>講じた措置については、平成23年9月17日までに報告されたい。</p>	H23. 6.18

## 5.4 事故等の再発防止のための行政指導

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成23年度は文書による行政指導を3件行いました。

表8: 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況(平成23年度)

指導の概要	発出日
内燃動車等の動力伝達装置の推進軸等の緊急点検について	H23. 5.29
列車事故の対応マニュアルの点検等について	H23. 6. 3
内燃動車等の車両整備の実施状況に係る緊急点検について	H23. 6.18

## 5.5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるとき、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- 平成23年度に発出された勧告はありません<sup>19</sup>。

## 5.6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」<sup>20</sup>を実施しています。
- 平成23年度は、51の鉄軌道事業者に対して、51回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

<sup>19</sup> 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7.1 踏切保安設備の整備状況」を参考にしてください。

<sup>20</sup> 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> を御覧ください。